

# 平成16年度当初予算案主要事項説明

高校教育課

事業名	高等学校等修学資金貸与事業費						
予算計上額	600,673千円	新規・継続事業の別	継 続				
事業内容 (目的 対象 方法等)	<p>1 目的                      勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学資金の貸与を行うことにより、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資する。</p> <p>2 内 容</p> <table border="1" data-bbox="387 949 1399 1615"> <tr> <td data-bbox="387 949 584 1391">対象者</td> <td data-bbox="584 949 1399 1391">                     (1) 親権者等が府内に住所を有すること。ただし、貸与を受ける者が成年であるときは、貸与を受ける者が府内に住所を有していること。                      (2) 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）又は高等専門学校に在学すること。                      (3) 勉学意欲があると認められること。                      (4) 経済的理由により修学が困難であると認められること。                      (5) 同種の資金の貸与又は給付を受けていないこと。                      平成16年度1～3年生が対象（平成14年度新1年生から学年進行）                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1391 584 1615">貸与月額（無利息）</td> <td data-bbox="584 1391 1399 1615">                     ・国公立 自宅通学 18,000円以内                                自宅外通学 23,000円以内                      ・私 立 自宅通学 30,000円以内                                自宅外通学 35,000円以内                 </td> </tr> </table>			対象者	(1) 親権者等が府内に住所を有すること。ただし、貸与を受ける者が成年であるときは、貸与を受ける者が府内に住所を有していること。 (2) 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）又は高等専門学校に在学すること。 (3) 勉学意欲があると認められること。 (4) 経済的理由により修学が困難であると認められること。 (5) 同種の資金の貸与又は給付を受けていないこと。 平成16年度1～3年生が対象（平成14年度新1年生から学年進行）	貸与月額（無利息）	・国公立 自宅通学 18,000円以内 自宅外通学 23,000円以内 ・私 立 自宅通学 30,000円以内 自宅外通学 35,000円以内
対象者	(1) 親権者等が府内に住所を有すること。ただし、貸与を受ける者が成年であるときは、貸与を受ける者が府内に住所を有していること。 (2) 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）又は高等専門学校に在学すること。 (3) 勉学意欲があると認められること。 (4) 経済的理由により修学が困難であると認められること。 (5) 同種の資金の貸与又は給付を受けていないこと。 平成16年度1～3年生が対象（平成14年度新1年生から学年進行）						
貸与月額（無利息）	・国公立 自宅通学 18,000円以内 自宅外通学 23,000円以内 ・私 立 自宅通学 30,000円以内 自宅外通学 35,000円以内						
担当課・係名	高校教育課 振興係	課・係 電話番号	075-414-5856				